

茨城県立勝田特別支援学校後援会会則

第1条 本会は、茨城県立勝田特別支援学校後援会と称する。

第2条 本会は、茨城県立勝田特別支援学校内に事務局を置く。

第3条 本会は、茨城県立勝田特別支援学校の教育の振興を図る諸事業を後援することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 児童生徒と職員の学芸・研究・保健・体育・厚生に関する事項
- (2) 学校の整備促進と内容の充実に関する事項
- (3) 卒業生の支援に関する事項
- (4) その他、本会で必要と認めた事項

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 児童生徒の保護者またはこれに代わる者
- (2) 本会の趣旨に賛同する者

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 書 記 2名
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 査 2名

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総括し、会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、議事を記録し会務を分掌する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を司る。
- (5) 監査は、本会の会計監査に当たる。

第8条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、本校PTA役員があたる。

第9条 総会は全会員をもって構成し、次の事項を審議決定する。

原則として年度当初に開催する。

- (1) 予算案の審議及び決算の承認
- (2) 新役員の承認
- (3) 前年度の事業報告、新年度の事業計画案の審議承認

第10条 役員会は次の事項を審議する。

- (1) 事業計画案
- (2) 予算案
- (3) 総会に提出する諸報告書の作成
- (4) その他、全会員から委任された事項の処理

第11条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第12条 総会・役員会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第13条 本会運営の経費は、次の会費よりまかなう。

- (1) 月当たり 300円（1口）

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

附 則

本会則は、昭和54年5月29日から施行する。

会則一部改正、昭和56年5月12日から施行する。

会則一部改正、昭和63年5月2日から施行する。

会則一部改正、平成元年4月28日から施行する。

会則一部改正、平成12年4月28日から施行する。

会則一部改正、平成15年4月18日から施行する。

会則一部改正、平成16年4月16日から施行する。

会則一部改正、平成17年4月15日から施行する。

会則一部改正、平成20年4月27日から施行する。

会則一部改正、平成24年4月22日から施行する。